第7期東浦町高齢者福祉計画(案)

(平成30年度~平成32年度)

概要版



1 計画策定の背景

急速な高齢化の進展により、高齢者が安心して暮らしていくための高齢者福祉施策の充実とともに、新たな課題やニーズに対応するための体制づくりが必要となっています。

国においては、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されるよう、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めることとしています。

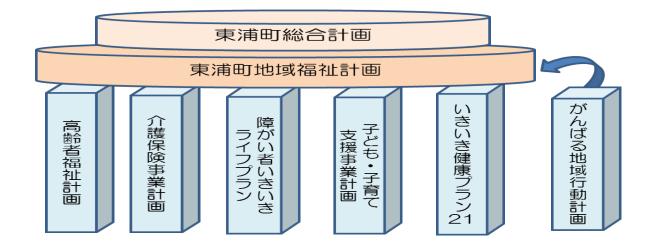
本町としても、この方向性に沿い、認知症高齢者を地域全体で見守る体制の構築や、 単身・重度の要介護者等が安心して生活していくための支援を始め、これまで以上に充 実した高齢者福祉施策の実現を目指し、第7期東浦町高齢者福祉計画を策定することと しました。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の8の規定に基づき、市町村が定める市町村老人福祉計画として策定するもので、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする第5次東浦町総合計画を上位計画としています。

また、平成 27 年度に策定した「東浦町地域福祉計画」は東浦町の地域福祉を包括的 に定める計画であり、他の分野別計画と連携を図るもので、高齢者福祉計画の上位計画 にもなります。

なお、介護保険法第117条の規定に基く市町村が定める介護保険事業計画は、知多北部3市1町(東海市、大府市、知多市及び本町)で構成する知多北部広域連合において策定され、本計画はこの知多北部広域連合介護保険事業計画との整合性を図っています。また本計画は、第7期知多北部広域連合介護保険事業計画と同様に、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。



3 基本理念

高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち

第6期東浦町高齢者福祉計画においては、高齢者が健康でいきいきと生活していける 地域づくりに向けた事業に取り組んできましたが、本計画においても、引き続きこれら の事業を着実に進展させるとともに、高齢者や家族の状況にあったものとなるよう、検 討を進める必要があります。

また、災害時等の緊急時に確実に対応できるよう、地域力の向上を図る必要があることから、本計画では、第6期東浦町高齢者福祉計画の基本理念であった「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を引き続き踏襲し、本町の高齢者福祉事業がさらに充実したものとなるよう努めていきます。

4 基本目標

上位計画である第5次東浦町総合計画を踏まえ、以下の3項目を基本目標として、高 齢者福祉施策を推進します。

1 地域で暮らし続けるために
(地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)

2 いきいきと活動するために
(生きがいづくりと社会参加の促進)

3 介護が必要になっても安心して暮らせるために
(介護保険事業の充実)

5 施策の体系

基本目標	施策分野	具体的施策
		①高齢者のための支援
	(1)高齢者福祉サービスの充実	②介護者のための支援
	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①介護予防・日常生活支援総合事業の推進
		①一般介護予防
	(3) 介護予防の推進	②高齢者いきいきマイレージ
		③介護予防対象者把握
	(4) 地域ぐるみの生活支援の推進	①生活支援体制整備の推進
	(4) 地域へるのの主点又接の推進	②介護者の会への支援
		①地域における支援の充実
	(5)認知症支援施策の推進	②家族に対する支援の充実
		③認知症支援体制の整備
1 地域で暮らし続けるために	(6) 医療と介護の連携体制の構築	①在宅医療介護連携の推進
(地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)	(7)地域ケア会議の活用	①地域ケア会議の活用
		①虐待防止
	(8)高齢者の権利を守る支援の充実	②日常生活自立支援
		③成年後見制度利用促進
		④養護老人ホーム短期入所措置
		⑤施設措置
		①高齢者あんしんカード登録
		②避難行動要支援者登録
	③ひとり暮らし高齢者等見守り (9)安心・住みよいまちづくりの推進 ④地域見守り推進 ⑤ごみ出し支援	
		⑥運転免許証自主返納
		⑦シルバーハウジング生活支援
	(1)老人クラブの支援	①老人クラブへの支援
2 いきいきと活動するために	(2)老人憩の家の運営	①老人憩の家の活用と整備
(生きがいづくりと社会参加の促進)	(3)シルバー人材センターの支援	①シルバー人材センターへの支援
	(4)生きがい活動の推進	①敬老事業の充実
	\ 〒 / 上で /3 ▽ /旧封/V/]世歴	②ふれあいサロンの支援
3 介護が必要になっても安心して 暮らせるために	(1)介護保険サービスの推進	①介護保険サービス
(介護保険事業の充実)		②包括的支援

6 基本計画

基本目標 1 地域で暮らし続けるために (地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)

●施策の方向性

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(医療介護総合確保推進法第2条)とされています。国は、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を目途にシステム構築を目指して、介護保険法の改正を行いました。

本町においても、高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、在宅での自立した生活の支援や介護者家族への支援など福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉の関係者の連携による地域ケア体制の充実を図ることが必要です。

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

また、これらの取組みを進めるにあたっては、第5次東浦町総合計画に示された地域や 住民と行政との協働によるまちづくりの視点をもって事業を推進していきます。

なお、虐待防止対策や認知症対策への取組みの必要性も高まっていることから、以下の 9分野を柱として計画を進めます。

●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(1)	【実施内容】	①高齢者のた
高齢者福祉	在宅生活を行うひとり暮らし高齢者、高齢者世帯	めの支援
サービスの	への各種サービスを実施しています。	②介護者のた
充実	また、介護者家族への支援として介護手当や介護	めの支援
	用品の支給を実施しています。	
	【目標】	
	ひとり暮らしや在宅で援助を必要とする高齢者	
	等に対し、見守りや家族による介護を支援する体制	
	及び介護保険事業を補完するサービスの充実に努	
	めます。	
	また、地域全体で高齢者を支えるネットワークを	
	強化し、地域ケア体制を充実します。	

施策分野	施策内容	具体的施策
(2)	【実施内容】	①介護予防・日
介護予防•日常	介護保険法の改正により、「介護予防・日常生活	常生活支援総
生活支援総合	支援総合事業」(以下「総合事業」)を知多北部広	合事業の推進
事業の充実	域連合と構成市町では、平成29年4月から開始し	
	ました。 要支援者に対する介護予防給付のうち、訪問介護 と通所介護については全国一律の基準に基づくサ ービスから、市町村が地域の実情に応じ、住民主体 の取組みを含めた多様な主体による柔軟な取組み が総合事業に位置づけられ、本町の実情に合わせて 介護予防サービスを実施しています。 【目標】 住民主体サービスの担い手やボランティアの育 成など、地域の実情に合わせて、サービスの構築に 努めます。	
(3)		│ □一般介護予
介護予防の	活動的な高齢者の生活機能の維持、向上に向け	防
推進	て、介護予防に関する活動の普及、自発的な介護予	②高齢者いき
	防活動の支援をしています。	いきマイレー
	また、重症化予防や加齢に伴う心身機能の低下で	ジ
	ある「フレイル」の進行を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とし、後期高齢期(75歳以上)を対象に「フレイルチェック」を実施しています。 【目標】 活動的な高齢者の生活機能維持のため、運動及び認知機能の向上を目的とした教室やイベント等を企画・運営し、参加者の増加を図ります。 また、広く介護予防の意義や重要性を健康相談等で啓発し、生活機能の維持・向上の周知を進めます。	③介護予防対象者把握

施策分野	施策内容	具体的施策
(4)	【実施内容】	①生活支援体
地域ぐるみの	高齢者の地域での生活を支援していくためには、	制整備の推進
生活支援の	保健・医療・福祉・介護などの公的サービスから、	②介護者の会
推進	地域の支え合いやボランティア等が行う活動まで、	への支援
	高齢者の状況に応じた適切なサービスが提供され	
	る必要があり、元気な高齢者が担い手となって地域	
	を支える仕組みを支援しています。	
	【目標】	
	住民等の多様な主体が参画し、地域の実情に応じ	
	て多様なサービスを充実させることにより、地域の	
	支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対す	
	る効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを	
	目指します。	
	また身近な地域における住民同士による支え合	
	いの拠点づくりとして、各地区のコミュニティ推進	
	協議会等との連携を推進します。	
(5)	【実施内容】	①地域におけ
認知症支援	認知症に対する正しい知識と理解を持つため、認	る支援の充実
施策の推進	知症サポーター養成講座等で啓発を実施していま	②家族に対す
	す。	る支援の充実
	また、徘徊の可能性がある方の事前登録や、徘徊	③認知症支援
	模擬訓練及び、メールシステムを活用した行方不明	体制の整備
	者の捜索をしています。	
	【目標】	
	認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣	
	れた地域で安心して暮らし続けることができるよ	
	うなネットワークづくりに取組み、認知症の方やそ	
	の家族を支援するための地域支援体制を充実しま	
	す。	
	また、認知症の方やその家族に早期に関わるた	
	め、平成30年度から認知症初期集中支援チームを中	
	心とした、早期対応・早期診断に向けた支援体制を	
	構築します。	

施策分野	施策内容	具体的施策
(6) 医療と介護の 連携体制の 構築	【実施内容】 情報共有システムを導入し、医療と介護関係者が情報共有し、連携しています。 また、連携強化のため、多職種研修会を実施し、関係者向けパンフレットを作成し、活用しています。 なお、住民向けに広報等で啓発をしています。 【目標】 医療と介護を必要とする高齢者が、自宅等の住み慣れた生活の場で、自分らしい暮らしを維持できるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。	①在宅医療介護連携の推進
(7) 地域ケア会議 の活用	【実施内容】 個別ケースを検討する会議と地域包括ケア構築のための会議から、地域課題の解決を検討しています。 【目標】 個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につながるよう、高齢者相談支援センターと緊密に連携し、地域全体で支援をします。	①地域ケア会議の活用

施策分野	施策内容	具体的施策
(8) 高齢者の権利	【実施内容】 介護保険事業所職員等関係者向けに、高齢者虐待	①虐待防止 ②日常生活自
を守る支援の充実	対応や虐待防止の研修を実施しています。 また、虐待を受けている高齢者に対しての保護措置等の体制整備を進めています。 【目標】 高齢者虐待の発生予防、早期発見、養護者に対する支援を行うため、関係機関等との連携や協力体制の強化に努めるとともに、虐待を受けた高齢者に対する介護施設への保護措置など、迅速に対応できる仕組みの整備に努めます。高齢者虐待の発生予防のため、認知症への理解を深めるための啓発事業を実施します。 また、実態把握のため、医療・介護関係者に対してアンケートを実施し、課題を抽出し、今後の啓発や発生予防の参考にします。	立支援 ③成年後見制 度利用促進 ④養護老人ホ 一ム短期入所 措置 ⑤施設措置
(9)	【実施内容】	①高齢者あん
安心・住みよい	ひとり暮らし高齢者をあらかじめ台帳として登	しんカード登
まちづくりの	録しておくことにより、緊急時の迅速な対応が可能	録
推進	となる体制整備をしています。 また、ゴミ出し支援や地域見守り推進事業によ	②避難行動要 支援者登録
	り、定期的な支援を行っています。 【目標】 ひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる状態の高 齢者の見守り等を行うことで、安否の確認・孤立感 の解消を図ります。	③ひとり暮ら し高齢者等見 守り ④地域見守り 推進
	避難行動要支援者台帳において、自主防災会、民生委員等との協力を図り、台帳の有効的な活用について検討します。	⑤ごみ出し支援 ⑥運転免許証 自主返納 ⑦シルバーハ ウジング生活 支援

基本目標2 いきいきと活動するために(生きがいづくり・社会参加の促進)

●施策の方向性

75 歳以上高齢者は、団塊の世代が75 歳以上となる平成37 (2025) 年まで増加が予測されるなかで、自らが要介護状態とならないよう、健康の保持増進に努めるとともに、自立した生活を送れるよう支援していくことが必要です。

高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを推進することが必要であることから、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることが出来るように、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援します。

また、ふれあいサロン活動等の高齢者の交流活動を支援し、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを図ります。

●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(1)老人クラブの支援	【実施内容】 老人クラブの活動を通じて、地域における仲間づくり、健康・生きがい活動の支援しています。 【目標】 地域の方との交流や地域の担い手となる活動を支援します。 会員増加のため、高齢者の方々に親しみを持ってもらえるようなクラブ名称への変更や、ホームページ等を利用した活動の啓発を行います。	①老人クラブへの支援
(2) 老人憩の家の 運営	【実施内容】 町内老人憩の家及び東ケ丘交流館の施設修繕・耐震改修工事・備品購入等の整備を実施しています。 【目標】 高齢者が使いやすい施設の整備と、老朽化に対応した計画的な改修を進めます。 高齢者の健康増進やレクリエーションの場、交流の場の拠点として老人憩の家一般開放事業を進め、高齢者が誰でも気軽に利用できる施設運営を進めます。	①老人憩の家の活用と整備

施策分野	施策内容	具体的施策
(3)	【実施内容】	①シルバー人
シルバー人材	就業を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を	材センターへ
センターの	希望する 60 歳以上の高齢者の就業機会を提供し、高	の支援
支援	齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを進	
	めています。	
	【目標】	
	働く意欲のある高齢者や団塊の世代の社会参加を	
	促し、地域の活性化を図るため、シルバー人材センタ	
	ーが行う会員募集や新たな就業先の開拓のための活	
	動の支援を進めます。	
(4)	【実施内容】	①敬老事業の
生きがい活動	高齢者の生きがいへの寄与や地域交流の機会を提	充実
の推進	供するため、75 歳以上の方の多年にわたる社会貢献	②ふれあいサ
	に敬意を表し、長寿を祝う敬老事業を実施していま	ロンの支援
	す。	
	ふれあいサロンでは、住民が気軽に集い、交流でき	
	る場所を提供することにより、高齢者等の閉じこもり	
	の防止や健康維持を図ります。	
	【目標】	
	元気な高齢者が担い手となって社会参加により、地	
	域を支える仕組みの支援に努めます。	
	生きがいを持ち、いつまでも健康に生活していくこ	
	とができるよう、高齢者同士のふれあいの場の確保な	
	ど、事業の充実に努めます。	
	敬老事業では、対象者の増加から開催場所、在り方	
	の検討を進めます。	
	ふれあいサロンでは、運営協力者の確保とともに、	
	既存施設を利用したより多くのサロン活動の場所の	
	提供を推進します。	

基本目標3 介護が必要になっても安心して暮らせるために (介護保険事業の充実)

●施策の方向性

高齢者が要支援・要介護状態になっても、住みなれた地域で自立した生活を営める環境を整備するためには、介護保険サービスの充実が必要であり、本町では、知多北部3市(東海市、大府市及び知多市)との共同により、知多北部広域連合を組織し、スケールメリットを活かした介護保険サービスの提供を進めるとともに、介護保険制度の円滑な運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広域連合と連携して業務を実施しています。

また、第7期知多北部広域連合介護保険事業計画に基づき、計画的な施設整備を推進していきます。

なお、高齢者相談支援センターでは、介護保険で認定が出ているサービス未利用者の把握及び民生委員等との連携による、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、問題を抱える高齢者の把握・支援をしており、要支援・要介護状態になっても住みなれた地域で生活を続けていくことができるよう、専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進することにより、高齢者が安心して生活していける環境づくりに努めます。

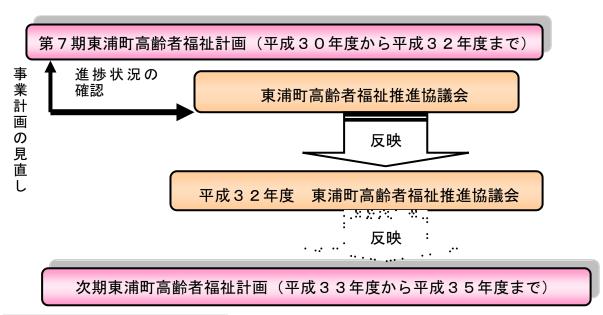
●具体的施策

施策名	施策内容	担当
(1)介護保険サ	【実施内容】	①介護保険サ
ービスの推進	介護保険サービス事業では、介護保険制度の円滑	ービス
	な運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広	②包括的支援
	域連合と連携して業務を実施します。包括的支援事	
	業では、高齢者やその家族からの相談を受け、適切	
	なサービスにつなげます。	
	また、認知症のある高齢者の保護や虐待の防止・	
	早期発見など、高齢者が「自分らしく尊厳ある生活」	
	を送られるよう取り組んでいます。	
	なお、高齢者の心身の状態が変化しても、適切な	
	サービスを継続利用できるように、地域の医療施設	
	等と連携しています。	
	【目標】	
	第7期知多北部広域連合介護保険事業計画に基	
	づき、町内の介護保険サービス提供体制を整備して	
	いきます。 (認知症対応型共同生活介護1施設)	
	また、包括的支援事業は、高齢者相談支援センタ	
	一が総合相談、権利擁護事業等を実施し、要支援、	
	要介護状態となることを予防し、要介護状態になっ	
	た場合においても、地域において自立した生活を営	
	むことができるよう支援をします。	
	平成 29 年度から始動した地域福祉相談支援事業	
	(コミュニティソーシャルワーカー) との連携を図	
	り、複合課題を抱える世帯全員への支援体制の構築	
	と福祉のワンストップ相談窓口機能の構築を図り	
	ます。	

7 計画の推進体制

本計画がその理念や目標に沿って計画的かつ効率的に実施されているかについて、東浦町 高齢者福祉推進協議会において毎年進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを図っていく こととします。

また、健康福祉部福祉課を中心に、関係部局、社会福祉協議会、高齢者相談支援センターなどの関係機関との連携を密にし、柔軟な事業の推進をしていきます。



8 関係者・関係団体との連携

本計画は、基本理念である「高齢者がいきいきとあんしんして地域で生活できるまちを目指すものであり、そのために必要な高齢者福祉事業、介護予防事業、介護保険事業等の幅広い分野にまたがった施策を包含したものとなっています。

この理念を達成するため、行政が主体となって、社会福祉協議会や高齢者相談支援センターなどの関係機関を始め、医療機関、介護事業所などの介護保険サービス事業者との連携、さらには近隣市町との連携や普及啓発に努めます。

さらには、地域全体で高齢者を支えていく仕組みの構築のために、地域住民やボランティア、NPO等との協働による活動を進めます。

9 住民協働によるまちづくり

高齢者が、住みなれた地域でいきいきと健康で暮らしていくためには、行政を始めとする 福祉や医療等の関係機関が連携するとともに、これら関係機関と住民との協働は欠かせませ ん。

各地域で行われているふれあいサロンや高齢者の見守り活動などに積極的に地域住民が 参加し、高齢者を支える仕組みを構築するとともに、元気な高齢者自らがボランティアなど の地域活動に参加できる環境づくりを進めることにより、地域全体で高齢者を支える、協働 によるまちづくりを推進していきます。